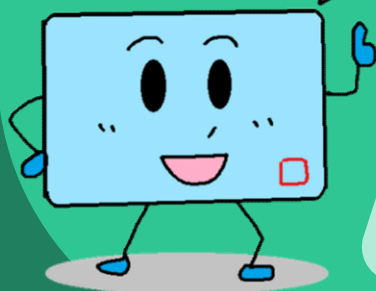


不正に健康保険証を
使用した場合、
医療費を返還して
いただくことと
なります



退職日の翌日から、
健康保険証は
使えない！
すぐに会社や
協会けんぽに
送り返してね



従業員の方が会社を退職する際の確認用紙としてお使いください。

退職者にかかる手続きチェックリスト

氏名	退職日	令和	年	月	日
----	-----	----	---	---	---

※年金・健康保険・雇用保険の資格喪失日は退職日の翌日です

種別	提出書類・内容など	チェック
日本年金機構への届出 【郵送先】 〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター ※郵便番号と宛名を記載するだけで 届きます	● 被保険者資格喪失届（5日以内）	
	● 被保険者証※上記資格喪失届に添付 扶養家族分含（ / ）枚	
ハローワークへの届出	● 雇用保険被保険者資格喪失届 （10日以内／離職票交付希望有無の確認）	
次の就職までに期間がある 退職者への説明	● 国民年金加入の案内	
	● 退職後の健康保険の説明 ○国民健康保険→市町村 ○任意継続保険→協会けんぽ ※上記から退職者が選択し手続きが必要です。 ※事業主発行の退職証明書があれば手続きが スムーズです。 ○働いている家族の被扶養者 ※加入要件は、家族の勤務先等へ確認ください。	
退職者へ交付するもの	● 離職票※失業給付受給希望者	
	● 資格喪失証明書※退職後の健康保険加入希望者	
	● 源泉徴収票	
貸与物等の返還など （適宜ご記入ください）		